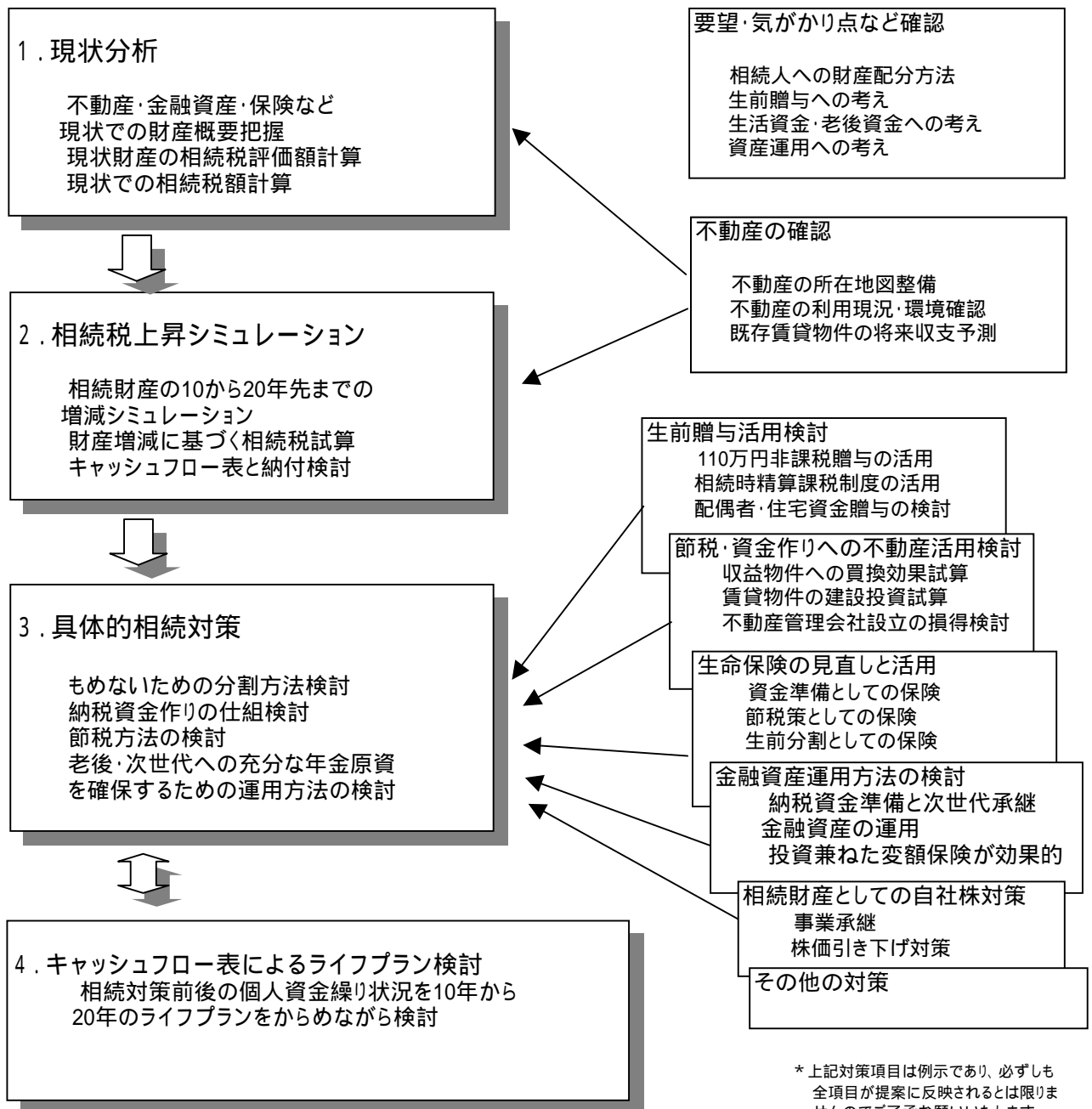


有限会社マネーコンシェルジュ
 〒739-0014 重家税理士事務所
 東広島市西条昭和町13-37
 シュプリーム松屋ビル304
 TEL0824-23-9678 FAX24-3939



相続対策のご提案

相続は直前では効果的な対策を実施することがむづかしくなってきます。
 10年・20年前から将来を予測して、可能な対策を確実に実行していくことが重要です。
 争続とならないための分割方法、納税資金の準備、節税策など、長期的視野で
 対策を検討実行すると将来への安心と大きな効果が期待できます。



* 上記対策項目は例示であり、必ずしも全項目が提案に反映されるとは限りませんのでご了承をお願いいたします。

上記提案にかかるコスト

相続財産総額や財産内容(非上場株式評価等)により多少変動しますがおおよその目安は次のとおりです。

基本料 100千円 + 相続財産総額 × 0.1%

* おおよその目安は 財産総額 1億円 20万円
 2億円 30万円
 5億円 60万円

有限会社マネーコンシェルジュ
 〒739-0014 重家税理士事務所
 東広島市西条昭和町13-37
 シュプリーム松屋ビル304
 TEL0824-23-9678 FAX24-3939



相続対策のための財産確認のお願い

| 確認事項 | 有 無 | 確認のもとになる書類 | 交付機関 |
|--|-----|---|------------------------------------|
| 1. 被相続人と相続人の関係図 | | 戸籍謄本のコピー(少々古くても可)なければ相続人関係図のメモでも可 その場合、氏名・生年月日もメモしてください。 | 本籍地の市区町村役所(場) |
| 2. 相続財産の分割について * 遺産分割の方法その他 特に希望する財産の分け方 などありましたらその旨 | 有 無 | | |
| 3. 相続財産等の確認について | | | |
| A 土地建物について | 有 無 | 土地家屋課税台帳(名寄帳) | 所在地の市区町村役所(場) 3年毎に評価替(直近H15/1月) |
| 賃貸借している土地・ 家屋等がありますか | 有 無 | 土地・家屋の賃貸借契約書 * 預り敷金の金額が分かる資料 | |
| B 事業用財産について | 有 無 | 特に大きな財産があれば決算書 (債権債務額) | |
| C 有価証券ついて | 有 無 | 株式・投資信託・債券など 銘柄と数量 | 証券会社、信託銀行など |
| 上場されていない株式 (出資)がありますか | 有 無 | 決算書、法人税確定申告書 (直前事業年度分) | 出資会社など * 持ち株数と発行株数の分かるもの |
| D 現金、預貯金について | 有 無 | 残高メモ又は証書・通帳など | 取扱金融機関(郵便局含む) |
| E 生命保険金等について | | | |
| 生命保険や共済の 契約はありませんか | 有 無 | 保険証券等 契約者・被保険者・受取人の分かるもの | 取扱生保・損保会社等 |
| 生命保険・共済の権利は ありませんか | 有 無 | 保険証券等 * 被保険者が被相続人以外で契約者が 被相続人(保険料負担) | 取扱生保・損保会社等 |
| 長期火災保険・建物更正 共済等はありませんか | 有 無 | 金額的に大きなものがあれば JA共済台帳(名寄帳)など | 取扱JA等 取扱損保会社 |
| F その他の財産について | | | |
| 貸付金、前払金等は ありますか? | 有 無 | 法人の決算書、借用書など | |
| 庭園設備はありますか | 有 無 | 庭師がかかわる様なもの | |
| 4 債務について | | | |
| A 借入金・未払金・敷金 等がありますか | 有 無 | 借用証、請求書 手形など | |
| 5. 配偶者にも相応の財産がある場合で、二次相続(配偶者)の検討も必要な場合は、配偶者についても上記と同様の資料又は、財産メモがあると試算が正確になります。 | | | |